

平成31年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長浅海博行は、平成31年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成31年3月7日(木) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員 |
| 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員 |
| 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 | | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 4名

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 大山 貴 委員 |
| 飯田 展久 委員 | | |

欠席委員 1名

- 澁谷 好治 委員

3 事務局出席者

- 事務局 長 佐山 佳明
事務局次長 浅海 一洋
主任主事 山田 亮

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | |
|--------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について | 1件 |
| 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について | 2件 |
| 報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について | 1件 |
| 報告第3号 農地法第18条第6条の規定による通知について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は4名です。定足数に達しておりますので、平成31年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

5番、山田芳裕委員

6番、奥山喜和子委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は1班です。石井栄一班長より総括的な報告をお願いいたします。

石井 班長 議長

浅海 議長 8番、石井栄一班長

石井 班長 1班の現地調査の報告をいたします。

3月1日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、時田将会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について2件、農用地利用集積計画について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について2件の合計5件です。

1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積471平方メートルです。

転用計画は、所有権移転によるゴルフ場拡張用地です。

申請理由は、譲受人はゴルフ場を経営しており、ゴルフコースの将来的な整形を考慮する中で、譲渡人より当該地の売買依頼があったことから、今回、芝生の育成用地として拡張するもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、土壌管理にすることで自然浸透により雨水の流出を抑制し、農地との隣接部分にブロック3段積み及びネットフェンスを設け、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、集団的に存在している農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、本申請は、農地法施行規則第35条第5号の規定による既存施設の拡張による不許可の例外事由に該当すると思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一委員

濱田 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

3月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積471平方メートルの梨畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、工事期間が6ヶ月間と長い点について確認したところ、梨の木の伐根及び既設フェンスの撤去並びに再設置等の作業に期間を要するとの回答でした。次に、許可後は速やかに着工し、完成後は工事完了報告書の提出及び地目変更を行うよう指導しました。最後に、都市計画課開発指導室より、ゴルフコースを拡張する場合、既存のゴルフコースを含めた一団の土地が1ヘクタール以上のため、第2種特定工作物として許可が必要となること、また、道路河川管理課より、市道内で工事がある場合、許可申請を行うとともに、施工に伴い市道が破損した場合は、修繕が必要であること、道路河川管理課及び道路河川整備課より雨水対策について協議依頼があった旨を周知しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程をよろしく願います。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続いて、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑4畑、合計面積1,149平方メートルです。

転用計画は、賃貸借による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は建設業を営んでいますが、現在、工事車両等はリースで、また、資材等は現場への直接搬入により賄い、資材置場等は所有していませんが、事業の拡大を図ることに伴い資材置場を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、砕石舗装による自然浸透により、雨水等の流出を抑制するとともに、周囲を高さ1メートルの鉄板及び単管パイプで囲み、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性として、譲受人の作業現場は申請地方面が多いことから、交通アクセスが良好であり、他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

浅海 議長 10番、鈴木有光委員

鈴木 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

3月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑4筆、合計面積1,149平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、資材等の防犯対策について確認したところ、使用後に必要があれば検討していくとの回答でした。次に、前面道路は交通量が多く、通学路にもなっていることから、工事期間中はもとより、施工後においても出入り等について十分注意すること、また、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するよう指導しました。次に、道路河川管理課より、出入口幅は極力小さくし、側溝についてはボルト固定式横断グレーチングへの布設替えについて、道路河川整備課より、区域外への雨水の直接流出防止について、それぞれ協議依頼があったことを伝えました。最後に、敷地内の電柱支線及び湧き水の排水設備については、工事に合わせて移設することを確認しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続いて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第

18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成31年2月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積2,988平方メートルの農地を、新たに賃貸借の利用権を5年間設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地に遊休農地等はありません。以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を調査報告いたします。

申請地は、畑1筆、面積2,988平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 続いて、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積567平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の故障によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び
事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑2筆、合計面積567平方メートルの普通畑でした。

申請地は、農業従事者の故障を事由とする生産緑地の買い取り申出をするた
めに申請されたもので、事務局説明のとおり、買い取り申出事由の生じた者は
農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく
主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無
い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続いて、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、
審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号2でございます。

申請地は、畑1筆、面積3,140平方メートルの内1,507.37平方
メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の故障によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び
事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

浅海 議長 10番、鈴木有光委員

鈴木 委員 議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号2の調査報告をいたします。

申請地は、畑1筆、面積3,140平方メートルの内1,507.37平方メートルの梨畑でした。

本申請は、農業従事者の故障を事由とする生産緑地の買い取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買い取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続いて、報告事項を議題とします。

報告第1号から第3号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の6ページから8ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について4件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出1件の計5件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について1件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長

これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で、平成31年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成31年4月9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子